

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋地階床貫通部（格納容器冷却海水系配管用）に開口部が認められたため、閉止カバー取付	対象外	
2	1号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ出口配管圧力計に指示不良（指針固着）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）室排気ファン出口ダンパ（2台）に制御不良（逆動作）が認められたため、当該ダンパ制御回路を点検・修理	C	
4	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（B）サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
5	3号機	所内ボイラ軽油戻り配管圧力調整弁グランド部に軽油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	再循環ポンプトリップ系遮断器（A-2、B-2）計器用変流器試験用端子の保護カバーの紛失・破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
7	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）プリコート出口ベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	5号機	循環水ポンプ（C）出口圧力計検出配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	6号機	工具センタからの借用物品（鋼製巻尺5.5m）の紛失が認められたため、対応検討	D	
10	6号機	工具センタからの借用物品（鋼製直尺150mm）の紛失が認められたため、対応検討	D	
11	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮装置（A）復水器冷却水出口配管安全弁にシートパス（1滴/8秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入ポンプ出口圧力計点検において、当該計器元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉建屋2階非常用スイッチギア空調機室ストームドレンファンネル（2箇所）に詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
14	6号機	タービン建屋換気空調系主給気ファン（2A）駆動用ベルトに劣化（5本中1本）が認められたため、当該ベルトを交換	D	
15	6号機	所内ボイラ保管用窒素ガスポンベ圧力指示スイッチの「圧力低」警報設定値に誤差が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
16	6号機	換気空調系用鉄骨サポート（廃棄物処理建屋屋上）に錆びが認められたため、当該部を補修塗装	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	屋外階段踏み板（非常用ディーゼル発電機（A）脇）に錆びが認められたため、当該部を補修塗装	D	
18	集中環境施設	機器ドレン処理設備苛性ソーダポンプ出口圧力の低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
19	集中環境施設	機器ドレン処理設備苛性ソーダ計量タンク液位計及び計量ポット下部フランジ部に析出物の付着が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	集中環境施設	廃液乾燥固化系貯槽再循環ブロワ（C）出口流量計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで